

資料1

構成員ヒアリングの実施報告

目次

1. 個別検討課題に対するヒアリングと進め方
2. 構成員ヒアリング結果

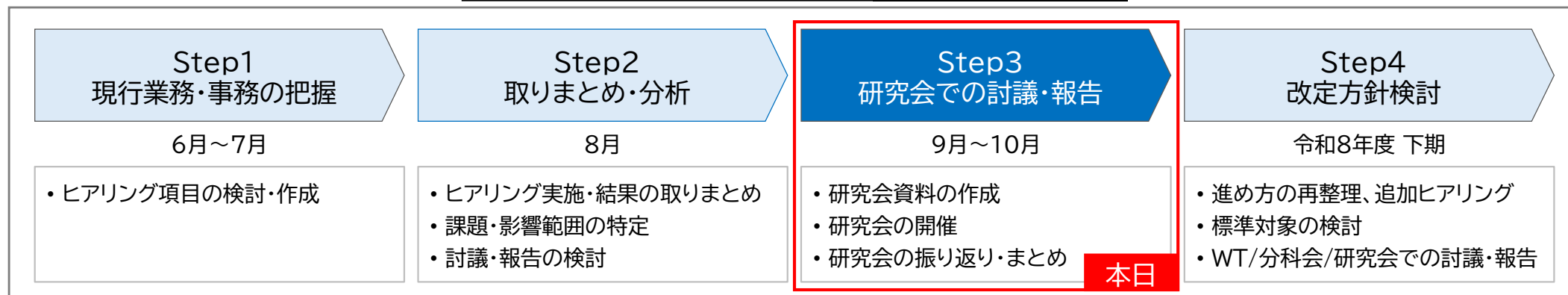
Appendix

1. 個別検討課題に対するヒアリングと進め方

1. 個別検討課題に対するヒアリングと進め方 議題案に対するヒアリングと進め方

令和9年度以降の業務効率化に向けた討議・報告事項7件のうち、No.4,5,6,7については構成員の皆様にはヒアリングさせていただいた上で、10月の研究会にて取りまとめ結果を報告する予定としています(※)。

令和9年度業務効率化に向けたヒアリングの進め方



No.	対象	ヒアリング項目の想定
4	移行前後における機能差異に関する事項	・標準化前後で機能や操作の変化による実務上の影響整理 ・移行済み市区町村から寄せられた具体的事例
5	市町村からの照会事項の分析結果に基づく検討	・過去の照会事項を整理し、結果を構成員にヒアリング
6	過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項	・移行状況や制度環境の変化を踏まえた、再検討の要否整理
7	一部機能の経過措置対象機能精査	・一部機能の経過措置に関する実装区分の「標準オプション機能」への変更可否確認

※令和8年度の標準仕様書改定に反映すべき事項がある場合、ワーキングチーム及びバンダー分科会に上程させていただきます

2. 構成員ヒアリング結果

2. 構成員ヒアリング結果

「4. 移行前後の機能差異に関する事項」

標準準拠システムへの移行に伴い、Excel等の独自ツールによる代替運用が発生しているか、また住基連携情報の簡素化や業務プロセス変更により、確認手間の増加や処理遅延といった業務量増加が生じているかを質問しました。

検討の背景

- 令和7年度末の標準準拠システムへの移行期限が過ぎ、自治体においても順次移行が進められてきたところであり、移行前後を比較・検証し、標準仕様書のさらなる精度向上を検討する時期が来ている。
- 標準化に伴う業務への影響等を踏まえ、標準仕様書の改定の要否を検討するため、皆様のご知見等をいただきたい。

(参考:自治体の窓口担当者からの意見 ※事務局による事前意見収集)

- 3号被保険者の情報が確認できなくなったため、年金事務所からお借りしている専用の端末で検索し、画面をプリントアウトして現在の状態を確認している。
- 住民記録システムから連携されていた「世帯分離」、「結婚」、「転入」等の情報が「職権修正」の一言にまとめられてしまい、変更理由の調査のために対応時間が2～3割増加している。

令和8年度のヒアリング結果

- 取り扱うデータへの影響
 - 多くの市区町村では「特になし」または「現時点で不明(テスト段階)」との回答であったが、一部の市区町村からは、バッチ機能不足による手作業の増加や、標準システムでカバーできなくなった業務への影響が懸念された。
- 業務プロセスへの影響
 - 複数の市区町村では、他システムの標準化等に伴い連携情報が簡素化されたことで、変更理由の特定等に必要な確認作業が増加している。
 - 備考欄情報が連携されなくなったことで住基異動の理由を年金側で確認できなくなったほか、世帯主変更等の異動内容が不明な場合は市民課への確認が必要となり、窓口・電話対応時間が増加している。
- 業務量への影響
 - 従来のシステムに比べ、画面遷移の増加により処理時間が1～2割増加したものの人員増加までは不要との回答がある一方、住基連携情報の減少に伴う確認作業等により業務量が増加しているとの意見が挙げられた。

2. 構成員ヒアリング結果

「5. 市町村からの照会事項の分析結果に基づく検討」

PMOツール等に寄せられた照会記録をもとに、住基法施行令第5条に定める年金情報(資格得喪日・種別変更日・基礎年金番号)が住民記録システムから連携されないことによる業務影響の有無と、影響がある場合の具体的な業務上の課題について質問しました。

検討の背景

- PMOツールや過去の意見照会において、一部の自治体様から以下の課題が報告されている。
 - ✓ 「標準準拠システムへ移行後、国内転入者の基礎年金番号が住民基本台帳システムから連携されなくなった」
 - ✓ 「これにより、住民異動担当者から送付された紙の連絡票を手入力する事務が増加し、EUC抽出もできず負担となっている」
- 一方で、導入されているシステムのベンダーによっては「問題なく連携されている」という声もあり、自治体様ごとに差異が発生している。
- 構成員の皆様と同様の課題を確認しているかヒアリングを行い、実態を調査した上で、標準仕様書の改定の要否を検討するための判断材料とさせていただきたい。

令和8年度のヒアリング結果

- ヒアリングを行った5つの市区町村中、2つの市区町村が「影響あり」と回答した一方で、3つの市区町村は「影響なし」と回答した。
- 「影響あり」と回答した市区町村
 - 連携されていないため、都度、可搬型窓口装置(WM)を利用した資格確認が必要となっている。
 - (移行前の現状は)市外転入時は、住基から連携された基礎年金番号や資格日・種別を基に国民年金の異動処理を行っている。また、年金システムで処理した資格取得・資格喪失情報を住民記録システムへ連携し、相互の情報連携により住民記録台帳の年金情報を管理している。
- 「影響なし」と回答した市区町村
 - 住基システムに年金項目欄があるが、連携未確認のため、住基システム上の年金情報は事務処理上、参照しないようにしている。

2. 構成員ヒアリング結果

「6. 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項」 1/4

2号及び3号被保険者の資格照会機能が実装不可とされていることで、3号から1号への種別変更時のシステム対応における支障の有無及び、資格情報が管理できないことによる業務上の課題や、運用回避策について質問しました。

検討の背景

- 第3号被保険者に係る事務が市町村の法定受託事務外であることから、当該機能(機能ID:0260012)は標準仕様書上「実装不可機能」として定められた。
- しかし、現場からは「3号から1号への種別変更届出の際に3号被保険者情報が必須であり、システム上対応できず困っている。種別変更の都度バックヤードに下がって可搬型窓口装置を確認・ハードコピーを印字する手間が生じているため、必要とした市区町村は選択できるよう、実装区分をオプション機能に変更していただけないか」という声が挙がっている。
- 3号被保険者に係る情報をシステム上で確認できないことに対する業務上の影響を調査し、標準仕様書の改定により業務の効率化に資するか検討させていただきたい。

令和8年度のヒアリング結果

- 3号から1号への種別変更時のシステム対応における支障の有無
 - 3号から1号への種別変更について、3つの市区町村では資格取得(理由:3号から1号への種別変更)や再取得として入力している。
 - 1つの市区町村では、一時的に3号から1号への種別変更処理が使用不可となったが、ベンダー対応により現在は利用可能の状態。
 - 1つの市区町村では、3号取得・喪失の入力ができないと回答している。
- 資格情報が管理できないことによる業務上の課題
 - 可搬型窓口装置(WM)による確認を行う頻度が増加している。
 - 資格記録はすべて資格取得で入力されているため、取得事由まで確認しないと種別変更かどうか確認できない。
 - 3号関連の種別変更の入力できないと履歴に残らない。正確な履歴が確認できないと受付・電話の相談業務に対応できない。
- 講じている運用回避策
 - 種別変更を資格取得や再取得として処理した後、機構への進達時には種別変更に変換して対応している。
- ベンダーからは、種別変更の届出にシステム対応しているとの回答や、現時点でシステム上の課題は発生していないとの回答があった。

2. 構成員ヒアリング結果

「6. 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項」 2/4

機構による所得情報の直接取得に伴い、不要となった電子媒体による所得情報提供関連機能(機能ID:0260330等)を「実装不可(削除)」へ見直すことに関し、自治体構成員には業務上の影響や具体的な課題の有無を、ベンダー構成員には他機能へのシステム上の影響や削除に要する想定期間について質問しました。

検討の背景

- ・ 日本年金機構が情報提供ネットワークを活用し継続免除・免除勧奨の判定に必要な所得情報を直接取得することとなったことに伴い、「所得情報提供依頼における情報交換媒体作成仕様書」に基づく電子媒体によるやりとりは不要となった。
- ・ これに伴い、当該仕様書の使用を前提とした機能群の実装区分を「実装不可」(削除)とすることで、ベンダーの保守負荷を軽減したい。
- ・ 自治体構成員様には、該当機能群を削除することによる業務上の影響の有無を確認させていただき、ベンダー構成員様には削除によるシステム上の影響の有無と、削除に要する想定工数をヒアリングさせていただきたい。

令和8年度のヒアリング結果

- ・ 4つの市区町村では「影響なし」との回答であった一方で、一部の市区町村からは、公用照会回答事務が継続している状況であることから、直ちに電子媒体ツールを実装不可とする必要はないとの意見があった。
- ・ 日本年金機構で取得ができなかった所得情報については、紙ベースの運用により回答書作成の事務負担が発生しており、従来どおり電子媒体による回答や効率的な代替手段を求める意見があった。
- ・ 通常の免除照会画面や、「年金生活者支援給付金」のための所得状況データ作成への影響を懸念する意見があった。
- ・ ベンダーに削除によるシステム影響をヒアリングしたところ、削除対応が必要との回答と、実装不可でも問題ないとの回答があった。

2. 構成員ヒアリング結果

「6. 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項」 3/4

産前産後免除等の管理項目「処理結果受理年月日」に設定している値(機構からの受領日、処理年月日、未実装等)の実態を確認しました。あわせて、受領日を設定していない場合、事務処理基準第25条第2項に定める受領日(受付年月日)をどのように管理しているか(別システム項目、紙・Excel等の手作業、未管理等)について質問しました。

検討の背景

- ・「管理項目 処理結果受理年月日 は産前産後免除、育児免除、付加加入でのみ定義されており、他機能IDでは定義されておらず、運用上も不要な項目と考えるため削除等の検討をお願いする」旨の問い合わせを頂いた。
- ・項目の設定経緯を調査したところ、事務処理基準第25条第2項に定める内容を管理するための項目であることが確認された。
- ・一方で、保険料申請免除及び納付猶予や保険料学生納付特例に係る機能には「処理結果受理年月日」にあたる管理項目を設定していない状況である。
- ・産前産後免除、育児免除、付加加入や保険料申請免除及び納付猶予、保険料学生納付特例に関して、事務処理基準第25条第2項に定める内容をどのように管理しているか確認させていただきたい。

(参考:事務処理基準第25条第2項)

- ・年金事務所等から処理結果一覧表が送付されたときは、受付処理簿に受付年月日を記入する。

令和8年度のヒアリング結果

- ・産前産後免除、育児免除、付加加入に関して、すべての市区町村で管理項目「処理結果受理年月日」をシステム上で活用していない。
 - 3つの市区町村が「処理結果受理年月日」を利用していない、または実装されていないと回答し、そのうち2つの市区町村が紙やExcel等で管理している。
 - 標準準拠システムに移行していない市区町村では、年金機構との電子媒体の受け渡しルールを定め、「作成年月日」等を基に処理結果受理日を判断している。
- ・保険料申請免除・納付猶予及び保険料学生納付特例の処理結果受理年月日については、2つの市区町村が紙やExcel等、1つの市区町村が別のシステム項目で管理しており、2つの市区町村は管理していない。

2. 構成員ヒアリング結果

「6. 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項」 4/4

免除申請書等の左上欄(郵便番号・住所等)の手書き負担に関し、「書かない窓口」推進や過年度申請時の負担軽減を目的としたシステム印字化の要否を検討するため、自治体には手書きが残ることによる窓口・申請者の負担や問題発生状況を、ベンダーには印字改修に伴う実装上の負担について質問しました。

検討の背景

- 過去の意見照会にて以下の意見を頂戴した。
「海外から転入し国民年金加入と同時の申請等、外国人の申請が増えている。申請時期によっては複数枚の申請書の記入が必要な場合もあり、申請者の負担になっている。申請者の負担軽減と「書かない窓口」の推進のためにも郵便番号、住所については、システムから印字できるよう希望する。」
- 該当箇所は本人意思確認の観点から印字条件を設定していない背景がある。
- 申請者及び窓口担当者の負担が全国的に発生しており、印字されることにより事務負担の軽減に資すると判断可能な場合は、ベンダー構成員様に実装の負担を確認した上で印字設定を検討させていただきたい。

令和8年度のヒアリング結果

- 5つの市区町村中1つの市区町村が「問題あり」、3つの市区町村が「問題なし」、1つの市区町村が「わからない」と回答した。
- 「問題あり」と回答した市区町村からは、現行システムでは氏名のみを手書きとし、住所等はシステム印字としているが、標準システムの機構様式は記載欄が狭く、住所や郵便番号の記載による誤記が懸念されるため、氏名以外はシステム印字とすべきとの意見があった。
- 「問題なし」と回答した市区町村からも、特に外国籍の方の申請時には記入負担が大きいため、住所や氏名の自動印字による受付の円滑化を要望する意見があった。また、海外転入から国民年金加入、免除申請までを一連の手続として実施できれば、適用率向上につながるとの意見があった。
- ベンダーに実装負担をヒアリングしたところ、2社が「現状の仕組みで対応可能」と回答した。一方で、3社からは帳票レイアウト修正、文字数超過時や外字対応等により実装負担が発生するとの回答があった。また、1社からは申請者情報のデータ管理および入力機能のサポートが必要との回答があった。

2. 構成員ヒアリング結果

ヒアリング結果を踏まえた今後の検討方針(事務局案)

各構成員からのヒアリング回答を踏まえ、今回ヒアリングした検討課題に対する今後の進め方(事務局案)と、次期ワーキングチーム/ベンダー分科会に向けて構成員へ確認すべき事項を整理しました。

No.	検討課題	次回のWT/分科会に向けた進め方(事務局案)	構成員への確認事項
4	住記システムからの連携情報の簡素化に伴う影響・住基法施行令第5条に定める年金情報の連携	市区町村の業務実態を踏まえ、住民記録システムから国民年金システムへの連携項目に係る関係省庁との調整を検討する	(自治体)住記システムから連携を希望する項目を精査した上で、項目に過不足がないかご確認いただく
5			
6	3号から1号への種別変更に関するシステム対応化	「種別変更の処理ができないといった支障は生じていないものの、WMの使用頻度が上がった」「履歴が確認できない」等の意見もあるため、3号記録の照会に係る機能について<u>オプションとしての追加を検討</u>する	(ベンダー)3号記録の照会に係る機能をオプション機能として追加する場合に必要な期間や作業負荷および難易度等をご確認いただく
	所得情報提供関連機能の実装区分見直し	<u>当該機能群を「実装不可(削除)」とする方向で検討</u>する	(ベンダー)機能削除に向けた改修作業期間を踏まえ、「実装不可機能」とするにあたっての適切な適合基準日についてご意見を伺う
	管理項目「処理結果受理年月日」の取り扱い	システム上の厳密な管理は求めないこととし、各オプション機能に据え置るか、並びの観点から管理項目を削除する、の<u>どちらがよいか検討</u>する	(自治体・ベンダー)産前産後免除等の機能における管理項目「処理結果受理年月日」を据え置くべきか、削除すべきかご意見を伺う
	免除申請書等の左上欄のシステム印字化検討	<u>本人確認の観点から氏名部分の印字は求めず、それ以外は印字出力できるように検討を進める</u> - 実装時の負担が大きいというベンダーからの回答も考慮し、適合基準日は余裕を持って検討する	(ベンダー)氏名以外の項目を印字できるように実装する場合に必要な期間や作業負荷および難易度等をご確認いただく

Appendix

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

自治体

No.4

No.5

No.6

No.7

No.4 移行前後の機能差異に関する事項 1/2

#	確認分類	確認事項	回答内容				
			A市区町村	B市区町村	C市区町村	D市区町村	E市区町村
1	標準化に伴う取扱データへの影響確認	標準化による影響でカバーできなくなった年金関連業務等を、Excelなどの独自ツールで代替している業務はありますか。ある場合は、 <u>当該業務の内容及び利用しているツールをご回答ください。</u>	- 標準システムへの移行はまだですが、 1. バッチ機能不足 法定受託事務における機構の職権適用(20歳適用、2号喪失者適用、未加入期間適用、国外転入)は、従来、対象リストや処理結果一覧データを活用したOCR・バッチ処理により一括登録していたが、標準化後は手入力による対応が必要となる。 2. 免除判定機能・給付金判定機能不足 協力連携事務として実施していた未納者への免除申請勧奨や未請求者への給付金勧奨について、実施できなくなる。(C市区町村) - 現時点ではテスト段階のため影響は不明である。ただし、年金事務所へ送付する総括表や確認リスト等に影響があった場合、代替は難しいと考えている。(E市区町村)				
2	標準化に伴う業務プロセスへの影響確認	事務局による自治体ヒアリングにて、「世帯分離」、「結婚」、「転入」等の情報が「職権修正」の一言にまとめられてしまい、変更理由の調査のために対応時間が2～3割増加している状況が一部の自治体で確認されました。各構成員の皆様にも同様の事象が確認されていますでしょうか。確認されている場合は、 <u>標準化後の変更内容と具体的な業務上の影響をご回答ください。</u>	- 従来は「不現住」や「海外転出」により職権消除の事由を確認できていたが、現在は「職権消除」とのみ表示されるため事由の把握ができない。住基システムの標準化後は、宛名履歴等の確認が従来より行いにくくなった。一方で、住所異動年月日や世帯構成変更日等の確認のため、従前から住基システムを確認しており、大幅な作業時間の増加は発生していない。機構からの電話照会についても、国民年金係のみで対応可能であり、他部署への転送は発生していない。(A市区町村) - 住基システム標準化後、住基システムから連携される情報が減少し、異動内容の詳細把握が困難となった。「転出取消」や「住所設定」等の異動が「職権修正」として連携されるため、異動区分を判別できない。標準化前に連携されていた備考欄情報が連携対象外となり、住基異動の理由が国民年金側で確認できなくなった。これにより、日本人の戸籍異動(結婚・離婚等)や外国人の職権消除理由(出国、在留期間経過、再入国許可期限経過等)の把握が困難となった。(C市区町村) - 年金システムの標準化による連携項目の変更は生じていないが、住民記録システムの標準化により職権消除の理由を確認できなくなった。年金事務所から職権消除の理由について照会を受けることがあり、その際は住民記録システム主管課へ都度確認のうえ回答している。(D市区町村) 「職権修正」となっていた箇所もあった。世帯主の変更は免除申請に大きな影響を与えるため、異動内容が不明な場合は市民課への詳細な確認が必要となる。その結果、窓口や電話の応対時間が増加し、課全体の負担につながる。加えて、そこで誤った場合は全て自治体の責任となるため、分かりやすいシステムにしてほしい。(E市区町村)				

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

自治体

No.4

No.5

No.6

No.7

No.4 移行前後の機能差異に関する事項 2/2

#	確認分類	確認事項	回答内容				
			A市区町村	B市区町村	C市区町村	D市区町村	E市区町村
3	標準化に伴う業務量への影響確認	システムの標準化対応に伴う業務プロセスの変更により、担当部署から「処理スピードが落ちた」「人員の追加が必要」といった業務量増加に関する意見がありますか。ある場合は、 <u>標準化後の変更内容と具体的な業務上の影響をご回答ください。</u>	- 第1号資格取得入力では、従前と比較して画面遷移が1回増加しているため手間は増えているが、処理時間の増加は1～2割程度であり、人員増が必要となるほどの影響は生じていない。(A市区町村) - オプション機能が実装されないため、①住基情報等のシステム印字ができなくなり、申請書・届書の手書き項目が増加することで、窓口対応時間の増加や記載漏れ・記載誤りの発生が懸念される。②従来バッチ処理していた業務について手入力での対応が必要となる。③住基連携情報が減少し、別途確認作業が必要となる。(C市区町村) - システムに不慣れであるため処理に時間がかかっており、勤務時間の増加が影響として考えられる。負担を減らすために、即時対応できるサポート体制を整備してほしい。(E市区町村)				

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

自治体

No.4

No.5

No.6

No.7

No.5 市町村からの照会事項の分析結果に基づく検討

#	確認分類	確認事項	回答内容				
			A市区町村	B市区町村	C市区町村	D市区町村	E市区町村
4	住民記録システムから国民年金システムへの項目連携について	住民記録システムのデータ要件・連携要件(機能別連携仕様)において、住民基本台帳法施行令第5条に定める以下の事項が現状、国民年金システムに連携されていない状況です。 1.国民年金の被保険者となった年月日、または国民年金の被保険者でなくなった年月日 2.国民年金の種別及び、その変更があった年月日 3.基礎年金番号 これらの情報が住民記録システムから国民年金システムへ連携されていないことによる<u>業務上の影響の有無をご回答ください。</u>	影響なし	影響あり	影響あり	影響なし	影響なし
5		上記の確認事項#4で「影響あり」と回答した場合は、<u>業務上の課題は何かご回答ください。</u>	・ 住基システム上に年金情報の参照項目は存在するが、連携状況が確認できていないため、住基システム上の年金情報は事務処理上参照していない。(A市区町村) ・ 住民記録システムから必要な情報が連携されていないため、都度WMを利用した資格確認が必要となっている。(B市区町村) ・ 国民年金第1号(任意)被保険者が市外転入した場合は、転出証明書に記載された基礎年金番号や資格日・種別を基に、住基システムから回送・連携された情報で国民年金の異動処理を行っている。また、年金システムで処理した資格取得・資格喪失情報は住民記録システムへ連携し、住民記録台帳の行政欄の年金情報を書き換えている。相互の情報連携により、住民記録台帳の行政欄情報を正しい年金情報として管理している。(C市区町村)				

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

自治体

No.4

No.5

No.6

No.7

No.6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項 1/27

#	確認分類	確認事項	回答内容				
			A市区町村	B市区町村	C市区町村	D市区町村	E市区町村
6	3号被保険者の資格照会に関する機能 ID:0260012の実装区分の要件見直し	現状、以下の機能を実装不可としていることにより、3号被保険者の記録を取り扱わないことで、記録の確認のほか、<u>3号から1号への種別変更の届出にシステム上対応できないという事例が報告されています。同様の課題を確認しているかご回答ください。</u> ・機能ID:0260012(実装不可機能) 第2号被保険者及び第3号被保険者の資格照会ができること	- 第3号届出を自治体で受け付けなくなった平成14年以降は、第3号記録をシステム管理していない。事由を「再取得」、理由を「3号→1号」として処理可能であり、第2号被保険者および第3号被保険者から第1号被保険者への移行も処理可能である。(A市区町村) - 一時的に3号から1号への種別変更処理が利用不可となったが、ベンダー対応により現在は利用可能である。(B市区町村) - 平成14年度以降、第3号被保険者の管理は行っておらず、第3号から第1号への種別変更については、第1号取得として処理し、機構への報告時に種別変更へ置き換えて報告している。また、第1号被保険者の届出受付時には、第2号被保険者または第3号被保険者であったかの確認が必要であるため、可搬型WMを利用している。(C市区町村) - システム上は種別変更として入力できないため、資格取得として入力している。取得理由を「3号から1号への切替」とすることで、進達時は種別変更へ変換しているが、資格記録は全て資格取得として登録されるため、取得事由を確認しないと種別変更かどうか判別できない。(D市区町村) 3号取得・喪失の入力ができない。また、従来システムでは「1号→3号」の種別変更として表示されていた履歴が、新システムでは「1号その他喪失」となっている。(E市区町村)				
7		その他、<u>3号被保険者の資格情報を管理できないことによる業務上の課題が発生している場合は、どのような課題が発生しているかご回答ください。また、運用回避策等を講じている場合には、その方法についても合わせてご回答ください。</u>	- WMIによる資格確認を行う頻度が増加している。(B市区町村) - 市に届出があった「1号被保険者期間」の管理(処理)のみを管理している。また、「第3号から1号への種別変更」は、「1号(再)取得:理由は3号からの移行(種変)」として処理をし、機構への報告だけは、「取得」ではなく、「種別変更」に置き換えて報告をしている。(C市区町村) 3号関連の種別変更が入力できない場合、履歴が残らない。正確な履歴が確認できないと、窓口対応や電話による相談業務に支障が生じる。また、センターへの種別変更データの送付ができなくなる可能性がある。対市民やセンターとのトラブル増加による市の負担増加が懸念されるため、対応策を検討してほしい。(E市区町村)				

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

バンダー

No.4

No.5

No.6

No.7

No.6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項 2/27

#	確認分類	確認事項	回答内容					
			A社	B社	C社	D社	E社	F社
6	3号被保険者の資格照会に関する機能 ID:0260012の実装区分の要件見直し	現状、以下の機能を実装不可としていることにより、3号被保険者の記録を取り扱わないことで、記録の確認のほか、<u>3号から1号への種別変更の届出にシステム上対応できないという事例が報告されています。同様の課題を確認しているかご回答ください。</u> ・機能ID:0260012(実装不可機能)第2号被保険者及び第3号被保険者の資格照会ができること	- 機能要件は「厚生年金期間とその配偶者の情報を参照不可とする」と解釈し、当該機能のみ使用不可としている。従来どおり1号および3号の情報は保持しており、種別変更も可能である。種別変更とするか1号取得とするかは利用者の判断に委ねている。なお、提示された課題に関する問い合わせは現時点では発生していない。(A社) - 同様の課題はなし(B社) 3号から1号への種別変更の届出はシステムで対応済みである。(D社) - 種別変更の届出作成はシステム上で可能であるため問題ない。ただし、標準準拠版への切替前と操作方法が異なるため、当該機能に関する問い合わせが増加している。(E社) - 従来から当社アプリケーションでは対応していたため、市町村から同様の連絡を受けている。ただし、3号から1号への種別変更の届出については、1号新規として登録するよう案内している(3号→1号の管理のみ実施)。(F社)					
7		その他、<u>3号被保険者の資格情報を管理できないことによる業務上の課題が発生している場合は、どのような課題が発生しているかご回答ください。また、運用回避策等を講じている場合には、その方法についても合わせてご回答ください。</u>	3号被保険者の資格情報を管理していた自治体では、標準準拠システムで確認できなくなったことによりシステム外での確認が発生しているが、業務上の課題に関する要望は受けていない。(C社) - 課題なし(D社) - No.6のとおり種別変更の届出作成が可能であるため、システム上の課題は発生していない。また、種別変更の届出作成以外で3号を管理しないことによる市区町村の運用負担や課題は把握していない。(E社) - 標準仕様上、3号の管理はできないため、システムでは対応できない旨を連絡している。また、システムによる運用回避策等は実施していない。(F社)					

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

自治体

No.4

No.5

No.6

No.7

No.6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項 3/27

#	確認分類	確認事項	回答内容				
			A市区町村	B市区町村	C市区町村	D市区町村	E市区町村
8	「所得情報提供依頼における情報交換媒体作成仕様書」を前提とした機能の削除の検討	日本年金機構が情報提供ネットワークを活用し継続免除・免除勧奨の判定に必要な所得情報を直接取得することとなったことに伴い、「所得情報提供依頼における情報交換媒体作成仕様書」に基づく電子媒体によるやりとりは不要となっております。これにより、以下機能の実装区分を「標準オプション機能」から「実装不可」(削除)とする見直しを検討しており、これに伴う業務上の影響の有無をご回答ください。 ・機能ID:0260330(標準オプション機能) 日本年金機構から提示された、所得情報に係る提供依頼媒体の情報をシステムへ取り込むこと	影響なし	影響なし	影響あり	影響なし	わからない
9		上記の確認事項#8で「影響あり」と回答した場合は、業務上の課題は何かご回答ください。	- 当該機能は使用していないため影響はないと考えているが、通常の見除照会画面等への影響有無についてはベンダーへの確認が必要である。(A市区町村) - 機構が所得情報を直接取得する運用となったことで、取得できなかった所得情報の照会が電子媒体から紙による運用へ変更された(令和7年度実績:1,300件)。これにより、市町村側で回答書を手作業により作成する必要がある、事務負担が増加している。以前同様に、システム処理で所得情報を媒体収録して回答できるようにしてほしい。また、市町村に手作業が発生しない効率的な代替手段についても検討してほしい。(C市区町村) - 免除事務への影響はないと考えているが、例年提供している「年金生活者支援給付金」のための所得状況データの作成に影響がないか懸念している。(E市区町村)				

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

ベンダー

No.4

No.5

No.6

No.7

No.6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項 4/27

#	確認分類	確認事項	回答内容					
			A社	B社	C社	D社	E社	F社
10	「所得情報提供依頼における情報交換媒体作成仕様書」を前提とした機能の削除の検討	機能ID:0260330 の実装区分を「実装不可」(削除)とする場合に <u>想定されるシステム上の影響をご回答ください。</u>	- 機能を使用不可にする対応が必要である。(A社) - 現状運用されていない想定のため、「実装不可」として問題ない。(B社) - 所得情報提供に関する事務は現在行われていないため、システム上の影響は発生しないと認識している。(C社) - 影響なし(D社) - 機能は実装されているが使用頻度が低いため、実装不可でも問題ない。(E社) - 該当機能を削除する必要がある。(F社)					
11		機能ID:0260330 の実装区分を「実装不可」(削除)とする場合、 <u>機能削除に要する想定期間をご回答ください。</u>	- 機能ID:0260330～0260354の合計で1か月程度と推定している。(A社) - 急ぎの対応が必要なものではないため、1年以上の期間を確保してほしい。(B社) - オプション機能であるため実装していない。機能削除の対応期間は不要である。(C社) - 現時点で未実装である。(D社) - 改定版の機能要件発出から、半年程度の期間が必要である。(E社) - 仕様書公開後、1年後の対応としてほしい。(F社)					

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

自治体

No.4

No.5

No.6

No.7

No.6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項 5/27

#	確認分類	確認事項	回答内容				
			A市区町村	B市区町村	C市区町村	D市区町村	E市区町村
12	「所得情報提供依頼における情報交換媒体作成仕様書」を前提とした機能の削除の検討	#8の確認事項に記載のとおり、以下機能の実装区分を「標準オプション機能」から「実装不可」(削除)と見直すことに対し、<u>業務上の影響の有無をご回答ください。</u> ・機能ID:0260337(標準オプション機能) 課税情報から取得した対象者の所得情報に基づき、日本年金機構へ提供する所得情報提供依頼結果媒体を作成できること	影響なし	影響なし	影響あり	影響なし	わからない
13		上記の確認事項#12で「影響あり」と回答した場合は、<u>業務上の課題は何かご回答ください。</u>	- 当該機能は使用していないため影響はないと考えているが、通常の免除照会画面等への影響有無についてはベンダーへの確認が必要である。(A市区町村) - 公用照会回答事務は現在も紙ベースで継続しているため、当該事務がなくなる場合に実装不可とすることは理解できるが、事務が継続している状況で電子媒体ツールを「実装不可」とする必要はないと考えている。(C市区町村) - 免除事務への影響はないと考えているが、例年提供している「年金生活者支援給付金」のための所得状況データの作成に影響がないか懸念している。(E市区町村)				

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

ベンダー

No.4

No.5

No.6

No.7

No.6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項 6/27

#	確認分類	確認事項	回答内容					
			A社	B社	C社	D社	E社	F社
14	「所得情報提供依頼における情報交換媒体作成仕様書」を前提とした機能の削除の検討	機能ID:0260337 の実装区分を「実装不可」(削除)とする場合に <u>想定されるシステム上の影響をご回答ください。</u>	- 機能を使用不可にする対応が必要である。(A社) - 現状運用されていない想定のため、「実装不可」として問題ない。(B社) - 所得情報提供に関する事務は現在行われていないため、システム上の影響は発生しないと認識している。(C社) - 影響なし(D社) - 機能は実装されているが使用頻度が低いため、実装不可でも問題ない。(E社) - 該当機能を削除する必要がある。(F社)					
15		機能ID:0260337 の実装区分を「実装不可」(削除)とする場合、 <u>機能削除に要する想定期間をご回答ください。</u>	- 機能ID:0260330～0260354の合計で1か月程度と推定している。(A社) - 急ぎの対応が必要なものではないため、1年以上の期間を確保してほしい。(B社) - オプション機能であるため実装していない。機能削除の対応期間は不要である。(C社) - 現時点で未実装である。(D社) - 改定版の機能要件発出から、半年程度の期間が必要である。(E社) - 仕様書公開後、1年後の対応としてほしい。(F社)					

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

自治体

No.4

No.5

No.6

No.7

No.6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項 7/27

#	確認分類	確認事項	回答内容				
			A市区町村	B市区町村	C市区町村	D市区町村	E市区町村
16	「所得情報提供依頼における情報交換媒体作成仕様書」を前提とした機能の削除の検討	#8の確認事項に記載のとおり、以下機能の実装区分を「標準オプション機能」から「実装不可」(削除)と見直すことに対し、<u>業務上の影響の有無をご回答ください。</u> ・機能ID:0260338(標準オプション機能) 所得情報提供依頼結果媒体用の情報について、照会・修正・削除することができること	影響なし	影響なし	影響あり	影響なし	わからない
17		上記の確認事項#16で「影響あり」と回答した場合は、<u>業務上の課題は何かご回答ください。</u>	・当該機能は使用していないため影響はないと考えているが、通常の免除照会画面等への影響有無についてはベンダーへの確認が必要である。(A市区町村) ・公用照会回答事務は現在も紙ベースで継続しているため、当該事務がなくなる場合に実装不可とすることは理解できるが、事務が継続している状況で電子媒体ツールを「実装不可」とする必要はないと考えている。(C市区町村) ・免除事務への影響はないと考えているが、例年提供している「年金生活者支援給付金」のための所得状況データの作成に影響がないか懸念している。(E市区町村)				

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

ベンダー

No.4

No.5

No.6

No.7

No.6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項 8/27

#	確認分類	確認事項	回答内容					
			A社	B社	C社	D社	E社	F社
18	「所得情報提供依頼における情報交換媒体作成仕様書」を前提とした機能の削除の検討	機能ID:0260338 の実装区分を「実装不可」(削除)とする場合に <u>想定されるシステム上の影響をご回答ください。</u>	- 当機能は実装されていないため、影響はない。(A社) - 問題なし(B社) - 所得情報提供に関する事務は現在行われていないため、システム上の影響は発生しないと認識している。(C社) - 影響なし(D社) - 機能は実装されているが使用頻度が低いため、実装不可でも問題ない。(E社) - 該当機能を削除する必要がある。(F社)					
19		機能ID:0260338 の実装区分を「実装不可」(削除)とする場合、 <u>機能削除に要する想定期間をご回答ください。</u>	- 機能ID:0260330～0260354の合計で1か月程度と推定している。(A社) - ぎの対応が必要なものではないため、1年以上の期間を確保してほしい。(B社) - オプション機能であるため実装していない。機能削除の対応期間は不要である。(C社) - 現時点で未実装である。(D社) - 改定版の機能要件発出から、半年程度の期間が必要である。(E社) - 仕様書公開後、1年後の対応としてほしい。(F社)					

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

自治体

No.4

No.5

No.6

No.7

No.6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項 9/27

#	確認分類	確認事項	回答内容				
			A市区町村	B市区町村	C市区町村	D市区町村	E市区町村
20	「所得情報提供依頼における情報交換媒体作成仕様書」を前提とした機能の削除の検討	#8の確認事項に記載のとおり、以下機能の実装区分を「標準オプション機能」から「実装不可」(削除)と見直すことに対し、<u>業務上の影響の有無をご回答ください。</u> ・機能ID:0260340(標準オプション機能) 所得情報の確認用に作成された確認用CSVファイルを参照し、作成したデータ内容を確認できること	影響なし	わからない	影響あり	影響なし	わからない
21		上記の確認事項#20で「影響あり」と回答した場合は、<u>業務上の課題は何かご回答ください。</u>	- 当該機能は使用していないため影響はないと考えているが、通常の免除照会画面等への影響有無についてはベンダーへの確認が必要である。(A市区町村) - 公用照会回答事務は現在も紙ベースで継続しているため、当該事務がなくなる場合に実装不可とすることは理解できるが、事務が継続している状況で電子媒体ツールを「実装不可」とする必要はないと考えている。(C市区町村) - 免除事務への影響はないと考えているが、例年提供している「年金生活者支援給付金」のための所得状況データの作成に影響がないか懸念している。(E市区町村)				

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

ベンダー

No.4

No.5

No.6

No.7

No.6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項 10/27

#	確認分類	確認事項	回答内容					
			A社	B社	C社	D社	E社	F社
22	「所得情報提供依頼における情報交換媒体作成仕様書」を前提とした機能の削除の検討	機能ID:0260340 の実装区分を「実装不可」(削除)とする場合に <u>想定されるシステム上の影響をご回答ください。</u>	- 機能を使用不可にする対応が必要である。(A社) - 問題なし(B社) - 所得情報提供に関する事務は現在行われていないため、システム上の影響は発生しないと認識している。(C社) - 影響なし(D社) - 機能は実装されているが使用頻度が低いため、実装不可でも問題ない。(E社) - 該当機能を削除する必要がある。(F社)					
23		機能ID:0260340 の実装区分を「実装不可」(削除)とする場合、 <u>機能削除に要する想定期間をご回答ください。</u>	- 機能ID:0260330～0260354の合計で1か月程度と推定している。(A社) - 急ぎの対応が必要なものではないため、1年以上の期間を確保してほしい。(B社) - オプション機能であるため実装していない。機能削除の対応期間は不要である。(C社) - 現時点で未実装である。(D社) - 改定版の機能要件発出から、半年程度の期間が必要である。(E社) - 仕様書公開後、1年後の対応としてほしい。(F社)					

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

自治体

No.4

No.5

No.6

No.7

No.6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項 11/27

#	確認分類	確認事項	回答内容				
			A市区町村	B市区町村	C市区町村	D市区町村	E市区町村
24	「所得情報提供依頼における情報交換媒体作成仕様書」を前提とした機能の削除の検討	#8の確認事項に記載のとおり、以下機能の実装区分を「標準オプション機能」から「実装不可」(削除)と見直すことに対し、<u>業務上の影響の有無をご回答ください。</u> ・機能ID:0260343(標準オプション機能) 日本年金機構から提示された、所得情報に係る提供依頼媒体の情報をシステムへ取り込むこと	影響なし	影響なし	影響あり	影響なし	わからない
25		上記の確認事項#24で「影響あり」と回答した場合は、<u>業務上の課題は何かご回答ください。</u>	- 当該機能は使用していないため影響はないと考えているが、通常の免除照会画面等への影響有無についてはベンダーへの確認が必要である。(A市区町村) - 公用照会回答事務は現在も紙ベースで継続しているため、当該事務がなくなる場合に実装不可とすることは理解できるが、事務が継続している状況で電子媒体ツールを「実装不可」とする必要はないと考えている。(C市区町村) - 免除事務への影響はないと考えているが、例年提供している「年金生活者支援給付金」のための所得状況データの作成に影響がないか懸念している。(E市区町村)				

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

ベンダー

No.4

No.5

No.6

No.7

No.6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項 12/27

#	確認分類	確認事項	回答内容					
			A社	B社	C社	D社	E社	F社
26	「所得情報提供依頼における情報交換媒体作成仕様書」を前提とした機能の削除の検討	機能ID:0260343 の実装区分を「実装不可」(削除)とする場合に <u>想定されるシステム上の影響をご回答ください。</u>	- 機能を使用不可にする対応が必要である。(A社) - 問題なし(B社) - 所得情報提供に関する事務は現在行われていないため、システム上の影響は発生しないと認識している。(C社) - 影響なし(D社) - 機能は実装されているが使用頻度が低いため、実装不可でも問題ない。(E社) - 当機能はオプション機能であり、当社システムでは対応していないため、影響はない。(F社)					
27		機能ID:0260343 の実装区分を「実装不可」(削除)とする場合、 <u>機能削除に要する想定期間をご回答ください。</u>	- 機能ID:0260330～0260354の合計で1か月程度と推定している。(A社) - 急ぎの対応が必要なものではないため、1年以上の期間を確保してほしい。(B社) - オプション機能であるため実装していない。機能削除の対応期間は不要である。(C社) - 現時点で未実装である。(D社) - 改定版の機能要件発出から、半年程度の期間が必要である。(E社) - 当機能はオプション機能であり、当社システムでは対応していないため、影響はない。(F社)					

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

自治体

No.4

No.5

No.6

No.7

No.6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項 13/27

#	確認分類	確認事項	回答内容				
			A市区町村	B市区町村	C市区町村	D市区町村	E市区町村
28	「所得情報提供依頼における情報交換媒体作成仕様書」を前提とした機能の削除の検討	#8の確認事項に記載のとおり、以下機能の実装区分を「標準オプション機能」から「実装不可」(削除)と見直すことに対し、<u>業務上の影響の有無をご回答ください。</u> ・機能ID:0260350(標準オプション機能) 課税情報から取得した対象者の所得情報に基づき、日本年金機構へ提供する所得情報提供依頼結果媒体を作成できること	影響なし	影響なし	影響あり	影響なし	わからない
29		上記の確認事項#28で「影響あり」と回答した場合は、<u>業務上の課題は何かご回答ください。</u>	- 当該機能は使用していないため影響はないと考えているが、通常の免除照会画面等への影響有無についてはベンダーへの確認が必要である。(A市区町村) - 公用照会回答事務は現在も紙ベースで継続しているため、当該事務がなくなる場合に実装不可とすることは理解できるが、事務が継続している状況で電子媒体ツールを「実装不可」とする必要はないと考えている。(C市区町村) - 免除事務への影響はないと考えているが、例年提供している「年金生活者支援給付金」のための所得状況データの作成に影響がないか懸念している。(E市区町村)				

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

ベンダー

No.4

No.5

No.6

No.7

No.6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項 14/27

#	確認分類	確認事項	回答内容					
			A社	B社	C社	D社	E社	F社
30	「所得情報提供依頼における情報交換媒体作成仕様書」を前提とした機能の削除の検討	機能ID:0260350 の実装区分を「実装不可」(削除)とする場合に <u>想定されるシステム上の影響をご回答ください。</u>	- 機能を使用不可にする対応が必要である。(A社) - 問題なし(B社) - 所得情報提供に関する事務は現在行われていないため、システム上の影響は発生しないと認識している。(C社) - 影響なし(D社) - 機能は実装されているが使用頻度が低いため、実装不可でも問題ない。(E社) - 該当機能を削除する必要がある。(F社)					
31		機能ID:0260350 の実装区分を「実装不可」(削除)とする場合、 <u>機能削除に要する想定期間をご回答ください。</u>	- 機能ID:0260330～0260354の合計で1か月程度と推定している。(A社) - 急ぎの対応が必要なものではないため、1年以上の期間を確保してほしい。(B社) - オプション機能であるため実装していない。機能削除の対応期間は不要である。(C社) - 現時点で未実装である。(D社) - 改定版の機能要件発出から、半年程度の期間が必要である。(E社) - 仕様書公開後、1年後の対応としてほしい。(F社)					

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

自治体

No.4

No.5

No.6

No.7

No.6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項 15/27

#	確認分類	確認事項	回答内容				
			A市区町村	B市区町村	C市区町村	D市区町村	E市区町村
32	「所得情報提供依頼における情報交換媒体作成仕様書」を前提とした機能の削除の検討	#8の確認事項に記載のとおり、以下機能の実装区分を「標準オプション機能」から「実装不可」(削除)と見直すことに対し、<u>業務上の影響の有無をご回答ください。</u> ・機能ID:0260351(標準オプション機能) 所得情報提供依頼結果媒体用の情報について、照会・修正・削除することができること	影響なし	影響なし	影響あり	影響なし	わからない
33		上記の確認事項#32で「影響あり」と回答した場合は、<u>業務上の課題は何かご回答ください。</u>	・当該機能は使用していないため影響はないと考えているが、通常の免除照会画面等への影響有無についてはベンダーへの確認が必要である。(A市区町村) ・公用照会回答事務は現在も紙ベースで継続しているため、当該事務がなくなる場合に実装不可とすることは理解できるが、事務が継続している状況で電子媒体ツールを「実装不可」とする必要はないと考えている。(C市区町村) ・免除事務への影響はないと考えているが、例年提供している「年金生活者支援給付金」のための所得状況データの作成に影響がないか懸念している。(E市区町村)				

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

ベンダー

No.4

No.5

No.6

No.7

No.6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項 16/27

#	確認分類	確認事項	回答内容					
			A社	B社	C社	D社	E社	F社
34	「所得情報提供依頼における情報交換媒体作成仕様書」を前提とした機能の削除の検討	機能ID:0260351 の実装区分を「実装不可」(削除)とする場合に <u>想定されるシステム上の影響をご回答ください。</u>	- 当機能は実装されていないため、影響はない。(A社) - 問題なし(B社) - 所得情報提供に関する事務は現在行われていないため、システム上の影響は発生しないと認識している。(C社) - 影響なし(D社) - 機能は実装されているが使用頻度が低いため、実装不可でも問題ない。(E社) - 該当機能を削除する必要がある。(F社)					
35		機能ID:0260351 の実装区分を「実装不可」(削除)とする場合、 <u>機能削除に要する想定期間をご回答ください。</u>	- 機能ID:0260330～0260354の合計で1か月程度と推定している。(A社) - 急ぎの対応が必要なものではないため、1年以上の期間を確保してほしい。(B社) - オプション機能であるため実装していない。機能削除の対応期間は不要である。(C社) - 現時点で未実装である。(D社) - 改定版の機能要件発出から、半年程度の期間が必要である。(E社) - 仕様書公開後、1年後の対応としてほしい。(F社)					

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

自治体

No.4

No.5

No.6

No.7

No.6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項 17/27

#	確認分類	確認事項	回答内容				
			A市区町村	B市区町村	C市区町村	D市区町村	E市区町村
36	「所得情報提供依頼における情報交換媒体作成仕様書」を前提とした機能の削除の検討	#8の確認事項に記載のとおり、以下機能の実装区分を「標準オプション機能」から「実装不可」(削除)と見直すことに対し、<u>業務上の影響の有無をご回答ください。</u> ・機能ID:0260354(標準オプション機能) 所得情報の確認用に作成された確認用CSVファイルを参照し、作成したデータ内容を確認できること	影響なし	わからない	影響あり	影響なし	わからない
37		上記の確認事項#36で「影響あり」と回答した場合は、<u>業務上の課題は何かご回答ください。</u>	- 当該機能は使用していないため影響はないと考えているが、通常の免除照会画面等への影響有無についてはベンダーへの確認が必要である。(A市区町村) - 公用照会回答事務は現在も紙ベースで継続しているため、当該事務がなくなる場合に実装不可とすることは理解できるが、事務が継続している状況で電子媒体ツールを「実装不可」とする必要はないと考えている。(C市区町村) - 免除事務への影響はないと考えているが、例年提供している「年金生活者支援給付金」のための所得状況データの作成に影響がないか懸念している。(E市区町村)				

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

ベンダー

No.4

No.5

No.6

No.7

No.6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項 18/27

#	確認分類	確認事項	回答内容					
			A社	B社	C社	D社	E社	F社
38	「所得情報提供依頼における情報交換媒体作成仕様書」を前提とした機能の削除の検討	機能ID:0260354 の実装区分を「実装不可」(削除)とする場合に <u>想定されるシステム上の影響をご回答ください。</u>	- 機能を使用不可にする対応が必要である。(A社) - 問題なし(B社) - 所得情報提供に関する事務は現在行われていないため、システム上の影響は発生しないと認識している。(C社) - 影響なし(D社) - 機能は実装されているが使用頻度が低いため、実装不可でも問題ない。(E社) - 該当機能を削除する必要がある。(F社)					
39		機能ID:0260354 の実装区分を「実装不可」(削除)とする場合、 <u>機能削除に要する想定期間をご回答ください。</u>	- 機能ID:0260330～0260354の合計で1か月程度と推定している。(A社) - 急ぎの対応が必要なものではないため、1年以上の期間を確保してほしい。(B社) - オプション機能であるため実装していない。機能削除の対応期間は不要である。(C社) - 現時点で未実装である。(D社) - 改定版の機能要件発出から、半年程度の期間が必要である。(E社) - 仕様書公開後、1年後の対応としてほしい。(F社)					

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

自治体

No.4

No.5

No.6

No.7

No.6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項 19/27

#	確認分類	確認事項	回答内容				
			A市区町村	B市区町村	C市区町村	D市区町村	E市区町村
40	機能・帳票要件の管理項目「処理年月日」及び「処理結果受理年月日」の修正	産前産後免除、育児免除、付加加入に係る管理項目の「<u>処理結果受理年月日</u>」に<u>関して、どのような値を設定しているか</u>ご回答ください。 ①年金機構から「国民年金処理結果一覧表」を受領した日 ※事務処理基準第25条第2項に該当する日付 ②「国民年金処理結果一覧表」に記載されている「処理年月日」 ③実装されていない ④項目を利用していない ⑤その他 ----- 参考機能ID: 0260246(標準オプション機能) 産前産後免除に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 受付番号、番号法に基づく本人確認書類提出の有無、提出者への返付年月日(受付後の届書に不備等があった場合)、再受付年月日(不備訂正後の再提出があった場合)、却下通知年月日(再審査要の場合)、日本年金機構からの返戻年月日、電子媒体収録有無、処理結果受理年月日	④項目を利用していない	③実装されていない	⑤その他	④項目を利用していない	②「国民年金処理結果一覧表」に記載されている「処理年月日」

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

自治体

No.4

No.5

No.6

No.7

No.6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項 20/27

#	確認分類	確認事項	回答内容				
			A市区町村	B市区町村	C市区町村	D市区町村	E市区町村
41	機能・帳票要件の管理項目「処理年月日」及び「処理結果受理年月日」の修正	上記の確認事項#40で「⑤その他」と回答した場合は、 <u>具体的に設定している値は何かご回答ください。</u>	- 処理結果一覧により免除結果を手入力する際には、機構受付処理分として一目で判別できるように「受付日」「送付日」「裁定日」の3か所に同一日(媒体作成日)を入力している。(A市区町村) - 処理結果一覧表の仕様書において共通部として、項番2「作成年月日」、項番34「処理年月日」がある。「作成年月日」は、機構が電子媒体(処理結果一覧)を作成した日で、原則毎週月曜。「処理年月日」は、機構が各個別の届書・申請書を処理した日(＝免除承認日等)である。したがって、「処理結果受理年月日」とは郵便到着日にあたると思うが、本市では処理結果一覧の中の項目「作成年月日」を管理し、#44記載の一定ルールにもとづき受理日はそこから判断できるものとしている。(C市区町村)				
42		上記の確認事項#40の回答が②～⑤の場合、 <u>事務処理基準第25条第2項に該当する日付はどのように管理しているか</u> ご回答ください。 ①別のシステム項目にて管理 ※システム項目名(画面名および入力項目)を回答いただく ②紙やExcel等のマニュアル運用で管理している ③管理していない ④その他 ----- 参考:事務処理基準第25条第2項 年金事務所等から処理結果一覧表が送付されたときは、受付処理簿に受付年月日を記入する。	②紙やExcelのマニュアル運用で管理している	②紙やExcelのマニュアル運用で管理している	①別のシステム項目にて管理	③管理していない	③管理していない

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

自治体

No.4

No.5

No.6

No.7

No.6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項 21/27

#	確認分類	確認事項	回答内容				
			A市区町村	B市区町村	C市区町村	D市区町村	E市区町村
43	機能・帳票要件の管理項目「処理年月日」及び「処理結果受理年月日」の修正	上記の確認事項#42で「①別のシステム項目にて管理」と回答した場合は、 <u>具体的なシステム項目名(画面名および入力項目)</u> は何かご回答ください。	処理結果一覧表の仕様書において 共通部として、項番2「作成年月日」、項番34「処理年月日」がある。 「作成年月日」は、機構が電子媒体(処理結果一覧)を作成した日で、原則毎週月曜。 「処理年月日」は、機構が各個別の届書・申請書を処理した日(＝免除承認日等)である。 したがって、「処理結果受理年月日」とは郵便到着日にあたると思うが、本市では処理結果一覧の中の項目「作成年月日」を管理し、#44記載の一定ルールにもとづき受理日はそこから判断できるものとしている。(C市区町村)				

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

自治体

No.4

No.5

No.6

No.7

No.6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項 22/27

#	確認分類	確認事項	回答内容				
			A市区町村	B市区町村	C市区町村	D市区町村	E市区町村
44	機能・帳票要件の管理項目「処理年月日」及び「処理結果受理年月日」の修正	上記の確認事項#42で「④その他」と回答した場合は、 <u>具体的に設定している日付は何かご回答ください。</u>	- 電子媒体が郵送される際に同封されている鑑に受付印を押して保管している。(A市区町村) - 週次で行う「市町村⇄機構」の双方の電子媒体の受け渡しは、ルールを決めて実施している。郵便到着日(処理結果受理日)は、処理年月日や作成年月日から判断できている。被保険者個人の申請日や届出日とは違って、郵便の到着日そのものが法的に影響を与えるものではないため、システム管理はしていない。 具体的には、 ①市町村から機構への届出報告は、毎週月曜に作成・発送し、火曜に機構に到着(受取) ②機構から市町村への処理結果一覧表は、毎週月曜に作成・発送され、木曜に市に到着(受取)(C市区町村)				
45		現在の仕様書では保険料申請免除及び納付猶予に関して、管理項目に「処理結果受理年月日」を設けていない状態です。当該事項に関する <u>事務処理基準第25条第2項に該当する日付をどのように管理しているか、もしくは管理していないかご回答ください。</u> ①別のシステム項目にて管理 ※システム項目名(画面名および入力項目)を回答いただく ②紙やExcel等のマニュアル運用で管理している ③管理していない ④その他	②紙やExcelのマニュアル運用で管理している	②紙やExcelのマニュアル運用で管理している	①別のシステム項目にて管理	—	③管理していない

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

自治体

No.4

No.5

No.6

No.7

No.6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項 23/27

#	確認分類	確認事項	回答内容				
			A市区町村	B市区町村	C市区町村	D市区町村	E市区町村
46	機能・帳票要件の管理項目「処理年月日」及び「処理結果受理年月日」の修正	上記の確認事項#45で「①別のシステム項目にて管理」と回答した場合は、 <u>具体的なシステム項目名(画面名および入力項目)</u> は何かご回答ください。	- 処理結果一覧表の仕様書において共通部として、項番2「作成年月日」、項番34「処理年月日」がある。「作成年月日」は、機構が電子媒体(処理結果一覧)を作成した日で、原則毎週月曜。「処理年月日」は、機構が各個別の届書・申請書を処理した日(＝免除承認日等)である。したがって、「処理結果受理年月日」とは郵便到着日にあたると思うが、本市では処理結果一覧の中の項目「作成年月日」を管理し、#44記載の一定ルールにもとづき受理日はそこから判断できるものとしている。(C市区町村) - 週次で行う「市町村⇄機構」の双方の電子媒体の受け渡しは、ルールを決めて実施している。郵便到着日(処理結果受理日)は、処理年月日や作成年月日から判断できている。被保険者個人の申請日や届出日とは違って、郵便の到着日そのものが法的に影響を与えるものではないため、システム管理はしていない。具体的には、 ①市町村から機構への届出報告は、毎週月曜に作成・発送し、火曜に機構に到着(受取) ②機構から市町村への処理結果一覧表は、毎週月曜に作成・発送され、木曜に市に到着(受取)(C市区町村)				

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

自治体

No.4

No.5

No.6

No.7

No.6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項 24/27

#	確認分類	確認事項	回答内容				
			A市区町村	B市区町村	C市区町村	D市区町村	E市区町村
47	機能・帳票要件の管理項目「処理年月日」及び「処理結果受理年月日」の修正	上記の確認事項#45で「④その他」と回答した場合は、 <u>具体的に設定している日付は何かご回答ください。</u>	・ 電子媒体が郵送される際に同封されている鑑に受付印を押して保管している。(A市区町村)				
48		現在の仕様書では保険料学生納付特例に関して、管理項目に「処理結果受理年月日」を設けていない状態です。当該事項に関する <u>事務処理基準第25条第2項に該当する日付をどのように管理しているか、もしくは管理していないかご回答ください。</u> ①別のシステム項目にて管理 ※システム項目名(画面名および入力項目)を回答いただく ②紙やExcel等のマニュアル運用で管理している ③管理していない ④その他	②紙やExcelのマニュアル運用で管理している	②紙やExcelのマニュアル運用で管理している	①別のシステム項目にて管理	③管理していない	③管理していない

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

自治体

No.4

No.5

No.6

No.7

No.6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項 25/27

#	確認分類	確認事項	回答内容				
			A市区町村	B市区町村	C市区町村	D市区町村	E市区町村
49	機能・帳票要件の管理項目「処理年月日」及び「処理結果受理年月日」の修正	上記の確認事項#48で「①別のシステム項目にて管理」と回答した場合は、 <u>具体的なシステム項目名(画面名および入力項目)は何かご回答ください。</u>	- 処理結果一覧表の仕様書において共通部として、項番2「作成年月日」、項番34「処理年月日」がある。「作成年月日」は、機構が電子媒体(処理結果一覧)を作成した日で、原則毎週月曜。「処理年月日」は、機構が各個別の届書・申請書を処理した日(＝免除承認日等)である。したがって、「処理結果受理年月日」とは郵便到着日にあたると思うが、本市では処理結果一覧の中の項目「作成年月日」を管理し、#44記載の一定ルールにもとづき受理日はそこから判断できるものとしている。(C市区町村) - 週次で行う「市町村⇄機構」の双方の電子媒体の受け渡しは、ルールを決めて実施している。郵便到着日(処理結果受理日)は、処理年月日や作成年月日から判断できている。被保険者個人の申請日や届出日とは違って、郵便の到着日そのものが法的に影響を与えるものではないため、システム管理はしていない。具体的には、 ①市町村から機構への届出報告は、毎週月曜に作成・発送し、火曜に機構に到着(受取) ②機構から市町村への処理結果一覧表は、毎週月曜に作成・発送され、木曜に市に到着(受取)(C市区町村)				
50	機能・帳票要件の管理項目「処理年月日」及び「処理結果受理年月日」の修正	上記の確認事項#48で「④その他」と回答した場合は、 <u>具体的に設定している日付は何かご回答ください。</u>	電子媒体が郵送される際に同封されている鑑に受付印を押して保管している。(A市区町村)				

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

自治体

No.4

No.5

No.6

No.7

No.6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項 26/27

#	確認分類	確認事項	回答内容				
			A市区町村	B市区町村	C市区町村	D市区町村	E市区町村
51	国民年金保険料免除・納付猶予申請書及び国民年金保険料学生納付特例申請書の日本年金機構理事長あて申請者記入欄(左上欄)について	国民年金保険料免除・納付猶予申請書及び国民年金保険料学生納付特例申請書の左上欄(郵便番号・住所等)についてはシステム印字項目を設定しておりませんが、過去の意見照会等で以下のような要望を受けており、システム印字の対象とすべきかの検討を行っております。 ・申請者の負担軽減、「書かない窓口」推進のため印字できるようにしてほしい。 ・過年度分の申請含め、複数記入が必要な場合に負担となっている。 こうした状況を踏まえ、申請書の左上欄に手書き部分が残ることにより、申請者及び窓口に負担がかかっている等の問題は発生しているか、ご回答ください。	問題なし	わからない	問題あり	問題なし	問題なし
52		上記の確認事項#51で「問題あり」と回答した場合は、具体的にどのような問題が発生しているか、または想定されるかご回答ください。また、左上欄についてシステム印字の対象となった場合、事務負担軽減に資するかどうかについても、ご意見ください。	- 問題はないが、特に外国籍の方が免除申請を行う際には記入に時間を要する場面が見受けられる。住所および氏名が自動印字される帳票があれば、より円滑な受付が可能になると考えている。海外転入から国民年金新規加入、免除申請までを一連の流れで処理できれば、適用率向上に資すると考えている。(A市区町村) - 本市の現行システムから発行する免除申請書等は、署名である氏名のみ記載を求め、住所等はシステム印字としている。標準システムから発行する機構様式の左上欄は記載欄が狭く、住所や郵便番号を記載しづらいため、誤記の発生が懸念されることから、氏名以外はシステム印字とすべきである。また、市町村窓口で使用する申請書には不要な「指定全額免除申請事務取扱者」受付印欄が記載欄を狭くしている要因であるため、削除を要望する。申請者が記載しやすい様式とすべきである。(C市区町村)				

Appendix

ヒアリング回答結果一覧

バンダー

No.4

No.5

No.6

No.7

No.6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項 27/27

#	確認分類	確認事項	回答内容					
			A社	B社	C社	D社	E社	F社
53	国民年金保険料免除・納付猶予申請書及び国民年金保険料学生納付特例申請書の日本年金機構理事長あて申請者記入欄(左上欄)について	国民年金保険料免除・納付猶予申請書及び国民年金保険料学生納付特例申請書の郵便番号欄・住所欄を印字できるようシステム改修する場合に <u>想定される実装上の負担をご回答ください。</u>	- 現状でも印刷可能である。(A社) - 住所欄の印字対応には、文字数超過時の対応や外字未作成時の対応が必要となる。そのため、単純な改修ではなく、リソースも不足していることから負担がある。(B社) - 実装にあたり、印字レイアウトへの項目追加および帳票フォーマット修正の負担が想定される。(C社) - パラメータで印字制御をしているため、対応可能である。(D社) - 様式の住所欄が狭いため、方書等がある場合は文字切れが発生する可能性が高い。文字切れしないよう、住所の2行表示やフォントサイズの調整等が必要となり、実装が複雑になると考えている。(E社) - 申請者情報は現在管理していないため、データの管理および入力機能のサポートが必要となる。(F社)					

EOF